

社会保障制度が当初予想されたように何十億もの黒字を出すどころか、少くとも10億フランの赤字になることを予測させる。

最後にそしてとくに注目すべきことは、根本的な問題は、収支不均衡が昨年見られた速度以上に深刻な速度で、あらたに増大してくるであろうということである。そうなるべくすると、昨年12月の保険料引上げは、当時はこれでも容易に受け入れられなかつたが、不充分だったのだろうか。この問い合わせに対する説明は、より単純であり、かつより不安な意味合いをもつ。

賃金に基づく保険料率を引上げるだけでは不充分である。それだけではなく、保険料の基礎となる賃金そのもの、およびその賃金を受ける人員の増大がさらに必要なのである。ところが、賃金上昇率の鈍化および拠出者数を減少させる失業の増大が、部分的には財源を涸渇させる一方、出費の方は、少くとも疾病保険に関しては、収入の2倍の早さでふえ続けているのである。

こうした状況を前にして、2つの対応が示されている。その1つは緊急措置を求める組合等の態度である。CGTが保健相に対して、文書で緊急措置を求めているのを始めとして、20ほどの労働組合、左派政党および諸団体は、交渉、使用者の監督強化、保険料の上限撤廃、資本税の創設等を要求している。もう一つは、事態の静観をすすめる政府の態度である。保健省事務当局は、「警戒する理由は全くない。そのうち適当な措置がとられる。」と述べている。当局は、1978年12月に決定された計画の進行、失業率の鈍化、フランス経済の回復等に期待をかけているのである。それは危険なかけであり、おそらく予想よりも早く、社会保障に関して新たに全国民的な論議が必要となるのは避けがたいであろう。CGC（職長総同盟）では医療費等のむだづかいに関する「黒書」を準備中であり、経費節減を強く主張している。フランス経団連も、不安の色をかくさず、警戒の叫びを上げようとしている。

Le Monde 1er Juin 1979

(平山 阜 国立国会図書館)

## 社会保障こぼれ話

### 年金の改正

(ハンガリー)

通常、勤労生活から引退した場合、年金制度によって支払われる年金は、喪失所得の部分的な補償となる。ハンガリーは1978年1月に新しい形を採用した。

この改正によれば、男子で60歳、女子で55歳の年金年齢を越えても、年金を受給しないで就労を続ける場合に、年金を増額している。この増額方法では、年金は受給を延期した1年当たり筋肉労働者で7%，非筋肉労働者で3%ずつ増額される。このような増額の場合には、年金に上限が設けられており、従来では、その上限は年金の算出に用いた平均月収の95%であった。しかし、改正により、その上限は100%に引き上げられた。この例では、年金による喪失賃金の補償は、原則として、部分的な補償であるが、年金の受給を延長して、就労を続ける特殊な場合には、100%の補償もあり得ることを示しており、従来の考え方は若干修正されている。

なお、改正では、年金の受給を延期して、就労を続ける場合には、延期した1年目に3日、2年目に6日、3年目に9日、それ以後の年には12日の特殊な有給休暇が認められることになった。

もっとも、年金を受給しながら、常備の雇用で就労することも認められている。しかし、この場合、年金額は上限を設けて制約される。

ILO, Social and Labour Bulletin, No. 3, 1978, p. 280.

(社会保障研究所 平石長久)